

〇〇地区協働・共汗道づくり事業協定書

延岡市 (以下「甲」という。) と〇〇町区 (以下「乙」という。) とは、〇〇地区において実施する協働・共汗道づくり事業について次のとおり、協定を交わすものとする。

(趣 旨)

第 1 条 本協定は、延岡市協働・共汗道づくり事業実施要領 (以下「要領」という。) に基づき、甲と乙とが協働・共汗して実施する〇〇地区協働・共汗道づくり事業 (以下「本道づくり事業」という。) について、必要な事項を定めるものとする。

(対象区間及び工事)

第 2 条 本道づくり事業の対象区間は、市道〇〇〇線のうち、別図に示す区間とし、工事の種類は、道路舗装改良工事 (以下「本工事」という。) とする。

(工事計画書)

第 3 条 甲と乙とは、本工事を実施する前に協議し、次に掲げる事項について記載した工事計画書 (様式 1) を作成するものとする。

- ① 工事期間
- ② 工程表 (施工手順及び方法を記入したもの)
- ③ 甲及び乙の現場担当者氏名及び緊急連絡先
- ④ 乙に属する者のうち工事に従事する者の名簿
- ④ 安全対策
- ⑤ 工事に必要な原材料等の種別及び数量
- ⑥ 工事に必要な機械等の種別及び数量

(施工管理)

第 4 条 甲及び乙は、本工事の実施に際し、安全対策に万全を図り、事故の防止に努めなければならない。

2 甲及び乙は、本工事の施工について緊密に連携・協力し、前条に定める工事計画書に従い実施するものとする。

(完了確認)

第 5 条 第 3 条第 3 号に定める、甲及び乙の現場担当者は、工事完了後、双方立会のもと現地を確認し、乙は甲へ工事完了報告書を提出するものとする。

(事業実施中の事故等)

第 6 条 本道づくり事業の実施に伴う事故については、甲の加入する「全国市長会」市民総合賠償補償保険を適用するものとする。

2 本道づくり事業の実施に伴う、乙と第三者との紛議については、甲は乙に

対し、紛議の解決に協力するものとする。

(協定の解除)

第7条 乙が、本協定に定める事項に違反したときは、甲は、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の処理)

第8条 本協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲及び乙で協議して定める

以上、協定の証として本書2通を作成し、各々記名押印し、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 延岡市東本小路2番地1
延岡市
氏 名 延岡市長 首藤 正治

乙 住 所
〇〇区
氏 名 区長